

●香川県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成23年9月12日	はっぴいすまいる歯科クリニック	丸亀市飯山町東小川1307番地6
平成23年10月1日	広瀬整形外科医院	丸亀市中府町1丁目5番40号
平成23年10月1日	医療法人よしだ歯科クリニック	観音寺市高屋町562番地1
平成23年10月1日	社団法人香川県薬剤師会営 西部調剤薬局	善通寺市善通寺町4丁目7番28号